

【原 著】

障害のある生徒の高等学校教育を受ける権利の保障
—一定員内不合格の現状と改善課題—

胡 珏穎 徳留 宏紀 有光 眞子 吉利 宗久

Guaranteeing the Right to Attend Higher Education of students with disabilities:
An Analysis of Rejected Cases by High Schools that Have a Shortage of Applicants.

HU Jueying, TOKUDOME Hiroki, ARIMITSU Mako, YOSHITOSHI Munehisa

2023

岡山大学教師教育開発センター紀要 第13号 別冊

Reprinted from Bulletin of Center for Teacher Education
and Development, Okayama University, Vol.13, March 2023

障害のある生徒の高等教育を受ける権利の保障

— 一定員内不合格の現状と改善課題 —

胡 珏穎※1 徳留 宏紀※1 有光 眞子※1 吉利 宗久※2

日本は、2014年に国連による障害者権利条約を批准した。その第24条は、障害のある人のインクルーシブ教育及び生涯学習の権利を認めている。しかし、障害のある人の高等教育へのアクセスは十分とはいえない実態がある。本稿は、高等学校への入学試験をめぐる定員内不合格の問題に着目し、その論点と課題について検討した。その結果、定員内不合格の理由が十分に説明されないまま就学の機会が保障されておらず、障害者権利条約の理念が反映されていない可能性が示唆された。今後における改善課題として、学校現場のインクルーシブ教育への理解、適切な合理的配慮の実施、特別支援教育に対する教員の専門性を向上しなければならないことを指摘した。

キーワード：定員内不合格、合理的配慮、インクルーシブ教育

※1 岡山大学大学院教育学研究科大学院生

※2 岡山大学学術研究院教育学域

I 問題と目的

国連が2006年に「障害者権利条約」(Convention on the Rights of Persons with Disabilities)を採択したことを受け、国際社会はインクルーシブ教育の実現に向けて進み出している。その第24条は、障害のある人が自己の生活する地域社会において初等・中等教育を受ける機会を確保されることを確認するとともに、通常教育システム(general education system)から排除されないことを求めている。また、障害のある人が「差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができる」ことが目指されている。

日本においても、障害者基本法(2011年改正)や障害者差別解消法(2013年制定)といった国内法の整備をふまえて、2014年に障害者権利条約が批准された。これらの法は、障害者が日常生活や社会生活において受ける制限が、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁との関係のなかで生じるものとする「社会モデル」の考え方を採用している。その具現策として、障害者基本法は障害に基づく不当な差別的取扱いの禁止に加え、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供を求めた(第4条)。その理念は障害者差別解消法においても重視され、2021年改正法にあたって合理的配慮の提供が全ての学校の義務とされた。

一方、2004年の改正学校教育法の施行により、特殊教育から特別支援教育の制度的転換が図られ、高等学校を含む通常の学校において学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定された（第81条）。実際に、障害の程度にかかわらず適切な教育を行うための先駆的な取組みが進められている。神奈川県は、知的障害のある生徒の高等学校教育の機会を拡大するために2016年度（3校）から「インクルーシブ教育実践推進校」を指定してきた（2020年度には14校に拡大）（神奈川県教育委員会、2022）。

また、大阪府は、2006年に府立高等学校9校（同様に大阪市立高校2校）に「知的障がい生徒自立支援コース」を開設したことに加え、職業学科をもつ府立知的障害高等支援学校の共生推進教室（1校）を高等学校内に設置した。共生推進教室は、職業学科を設置する高等支援学校と府立高等学校が連携し、知的障がいのある生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する制度である（大阪府教育委員会、2017）。2020年度には、職業学科を設置する高等支援学校5校のすべてが共生推進教室の本校となっている（大阪府教育委員会、2022）。しかし、障害のある生徒の教育の機会拡大やインクルーシブ教育が推進される一方で、障害に基づく定員内不合格の問題など解決すべき課題も残されている。本稿では、高等学校における定員内不合格の実態をふまえ、今後の改善に向けて議論されるべき論点と課題について検討を行う。

II 方法

定員内不合格の状況については、船後（2020a）が2020年までの全国的な実態をまとめ、1道13県の20事例を列挙している。なかでも、現状に即した分析を行うために、報告時の2020年から2年以内（2018年以降）に発生した事例を抽出した（10事例）。具体的には、山形県、埼玉県、千葉県、富山県、岐阜県、愛知県、兵庫県、香川県、熊本県、沖縄県からの各1事例である。その上で、朝日新聞クロスサーチ、Googleを用いたウェブ検索、及び2018年以降の毎日新聞・統合版を調査した。その結果、抽出した10事例の中で、山形県、埼玉県、富山県、岐阜県、愛知県、香川県の6事例は、新聞報道・当事者団体による詳細の情報を確認できなかったため、千葉県、兵庫県、熊本県、沖縄県の4事例を分析対象とした（表1）。

表1. 障害による定員内不合格事例

事例	地域	該当年	受験した高等学校	障害の状態
1	千葉県	2013～2019年	定時制高校 1次・2次・3次募集，23回受験	人工呼吸器，胃瘻， 2019年死亡
2	兵庫県	2018年	定時制高校	脳性マヒ，医療的ケア
3	熊本県	2018～2020年	私立高校・公立普通高校2次募集	脳性マヒ，医療的ケア
4	沖縄県	2019～2020年	農業高校	知的障害

出典）船後（2020a）より一部抜粋

Ⅲ 結果

1 千葉県事例（事例1）

千葉県成田市の脳性まひのある受験生 A さんが、定員内不合格を受けた。A さんは、たんを吸引する医療的ケアを必要としており、自立移動が困難であった。小中学校時代は、バギー型車いすを使い、成田市立の通常の学校に通っていた。中学校では、看護師が巡回し、急な体調悪化に備えるという「合理的配慮」の対応が行われた（毎日新聞、2019a）。

船後（2020a）によれば、本事例の受験回数は23回に上り、すべて不合格であった。また、千葉「障害児・者」の高校進学を実現させる会（2018）によると、23回に及ぶ受験機会において、21回が定員内不合格であった。特に、F 高等学校（定時制）の受験については、前期試験、後期試験、2次募集、追加募集と4回連続の定員内不合格となった。

毎日新聞（2019a）によれば、いずれの学校も不合格の理由について「総合的な判断であり、障害が理由ではない」とした。なかでも、ある定時制高校において、定員62人の2次募集に10人が受験し、Aさんだけが不合格であった。その高等学校の教頭は「入試の基準に従って判断している。不合格となった具体的な理由は答えられない」と回答した。本人は、引き続き受験する意欲はあると述べていたが、2019年11月に他界した。

2 兵庫県事例（事例2）

重度脳性まひの男子中学生 B さんが神戸市立 K 高等学校（夜間定時制）を受験したが、定員内不合格となった。B さんは、最重度の身体障害者手帳1級を取得しており、自ら体を動かすことが困難で全面介助が必要である。話すことができず筆記も困難であるが、「はい」「いいえ」の意思表示はできる。また、B さんは3歳の時に胃ろう手術をしており、医療的ケアも必要である。幼い頃から地域で共に成長してきたため、同級生が自然に接することができる。また、3桁同士の掛け算の筆算が解ける。代読・代筆者をつける入試に備え、「はい」なら声を出して大きくうなずき、「いいえ」なら黙って首を横に振る訓練を重ねた（毎日新聞、2019b）。

毎日新聞（2019b）は、K 高等学校（定員80人）を61人が受験した2019年春の1次入試において、唯一 B さんが不合格、再募集の2次試験でも不合格であったことを報じている。加えて、障害者問題を考える兵庫県連絡会議（以下、障問連）（2019）によれば、2018年度の定時制高校の約1,000人が受験した入学者選抜では、B さんのみが定員内不合格であった。

試験結果を開示請求した結果、1次試験は全教科で得点、2次試験では1次試験を上回る点数の教科もあった。定員内不合格者の決定にあたり、校長が神戸市教育委員会に報告した内容について、市教育委員会は「個別の入試結果については答えられない」と答え、「当該校の判定は妥当だった」と強調した。また、校長は不合格の理由として、「学校にはそれぞれ基準があって、不適合と判断した。不適合の基準は言えません」と述べた。続いて、保護者が「どうやったら

合格できるのか」と食い下がると、校長は「この1年間で彼が劇的に成長するとか」と回答した（毎日新聞, 2019b）。さらに、障問連（2018）は、校長が「もし入学しても出席日数や進級できるかどうか。留年は2回までしかできないし。卒業させてあげられるか…など考えた時にBくんは不適合と判断された」と説明したと述べている。

障問連（2019）によると、市立K高等学校に定員内不合格を受けた後、Bさんは、再募集試験で兵庫県立M高等学校を受験し合格した。一方で、市立K高等学校及び神戸市教育委員会は繰り返し「その高校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定している」と述べた。合否判定資料の一つとなる中学校からの調査書は、県立M高等学校と市立K高等学校の両校には同じものが提出されている。そしてもう一つの判定資料が当日の学力検査である。情報開示により、2018年度、2019年度の学力検査結果を比較したところ、2018年度における市立K高等学校の再募集試験よりも、2019年度における県立M高等学校の得点水準が下回っていた。以上を踏まえ、同じ神戸市内の同規模の定時制高校で、判定の違い、もしくは矛盾した結果が生じたことを指摘している。

さらに、障問連（2019）によると、合理的配慮に関して、県立M高等学校では2019年時点で看護師や介助員、学習支援員の体制整備に向け県教育委員会と協議し尽力しているため、「教育上、支障はない」と判断したという。一方、市立K高等学校では「教育上・支障がある」と判断した。その原因について、市立K高等学校及び神戸市教育委員会は明らかにしていない。また、県立M高等学校が「できる限りの事はさせてもらいます。学校生活を送りながら一緒に考えていきましょう」とBさん親子に伝え、看護師配置についても前向きに相談しながら進めると述べたとされる。兵庫県教育委員会もバックアップしながら前向きに進めており、介助支援や学習支援についても具体的な人材確保に高校は懸命に努力しているという態度がみられた。一方、市立K高等学校では、校長がBさん親子に対して「看護師配置は困難、制度の壁が高過ぎる」、「支援者など外部の者は一切教室には入れません」と伝え、「K高校には入学後に、こんなはずではなかったと不本意入学者が多くいる。Bさんに照らせば看護師配置も含めた必要な支援が困難であり、仮に入学しても不本意な結果になるかもしれない、特別支援学校高等部は考えられないのか」という発言があったとされる。神戸市教育委員会は「合理的配慮の踏み込んだ対応、現状を伝えただけ」と述べたとされる。つまり、看護師配置、支援員の配置など合理的配慮の提供について、兵庫県立高等学校・兵庫県教育委員会と神戸市立高等学校・神戸市教育委員会の異なる対応がみられた。

3 熊本県の事例（事例3）

医療的ケアを要するCさん（脳性麻痺）は、3年連続で高等学校入試の定員内不合格を受けた。2019, 2020年では、20数名の募集に対して1人だけの受験でありながらも、不合格となった（船後, 2020b）。毎日新聞（2019c）では、学校

側が2019年の受験で不合格とした理由を「適正不十分」、「能力適正、十分でない」と説明している。

朝日新聞(2019)によれば、Cさんは2019年の入試では問題用紙を見やすくするため拡大することや受験時間の延長、県教育委員会のサポートによる補助カードを使用して選択問題を解答するなどの配慮を得て受験した。しかし、Cさんは気管切開のため声を発声することができず、普段から接していない県教育委員会の職員ではカードを選択する際に本人の意思を読み取ることは難しく、合理的配慮の観点から選択問題の補助を行うのは普段から意思疎通している介護者であるべきなどと報じた。県教育委員会は、県立高等学校に対し定員内不合格はなるべく出さないようにする通達をしているものの、各高等学校の判断で定員内不合格を出すこともあるといい、試験の公平性を保つためには普段から身近に接している介助者の補助を許可するのは難しいと述べた。

2020年度の高等学校前期試験では、合理的配慮として支援者の付き添いが認められていたが、県教育委員会が指定した支援者はCさんとは面識がない方で十分な合理的配慮がされなかった。二次試験では普段から意思疎通している介護者は認められたが、不合格となった(船後, 2020c)。

4 沖縄県の事例(事例4)

重度の知的障害をもつDさんは2020年度県立高等学校一般試験を受験し定員内不合格を受けた。Dさんが受験した高等学校の校長は「実施要項に従って総合的に判断した。詳しくは2次試験が終わってから説明する」と述べ、不合格の理由を「本校で教育課程をこなすには至らないとなった」とした。その一方、具体的な点数や合否の判断基準については2次試験終了後に明かすと説明した(琉球新報, 2020)。

また、2020年受験する前の2019年11月に沖縄県教育委員会は「高校では法的に重度知的障害児の学びを保障できない」と発表していた(船後, 2020c)。県教育委員会が琉球新報などに行なった説明では、選抜制度や定員内不合格について学校教育法などを根拠に引用しながら、「現制度では高校入学後に教育課程をこなせるかを基準に総合的に判断している」とした。「学びを保証できない」との発言に関しては、「受験の機会は提供しており、門前払いや切り捨てではない」とした上で、「法令により高校では知的障がいのある生徒に対し『特別の教育課程が編成できない』ため、Dさんに必要なカリキュラムを提供できない、との意味だった」と説明した。県外ではDさんと同程度の障害がある生徒が高等学校に入学した事例もあるが、これに対し「Dさんの進学意志は尊重しているが、合否判定については入試での総合的な判断や学校の特性に適しているかで校長に委ねている」と述べた(琉球新報, 2019)。

こうしたなか、2020年2月に県教育庁は各校へ定員に空きがある状態で不合格者を出さないよう促す文書を通知した(県立学校教育課「県立高等学校入学選抜における定員の確保について(通知)」)。ただし、県教育長は県議会2月定例会で各校への受け入れ態勢には時間がかかると説明した(朝日新聞, 2020)。

IV 考察

以上、定員内不合格をめぐる4事例の経緯と論点を把握してきた。いずれの事例も校長が不合格と判断したが、それらの理由は「総合的判断」や「適正不十分」、「それぞれの基準があって、不適合と判断した」ということであった。それらをふまえ、以下に今後の課題を3つの視点から指摘していく。

1 障害者権利条約の理念

障害者権利条約第24条第1項では、「締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する」ことが規定されている。しかし、日本のいくつかの地域では、明確な理由が示されないまま、定員内不合格が行われている状況がある。文部科学省(2022a)が初めて行った定員内不合格の実態調査によれば、2022年度の高等学校入学者選抜において定員内不合格となった者の数(延べ数)は、1,631人であり、そのうち、最終の日程において実施される選抜において定員内不合格となった者の数(全日制、定時制、通信制を含む)は、延べ505人であった(6県は未把握)。

千葉県(2020)では、定員内不合格をなくすことを求める意見に対して、県としては、「御意見につきましては、今後、施策を検討していく上での参考とさせていただきます」や「県立高等学校の入学者選抜において、各学校の実態に応じて可能な限り募集定員を確保することとしています」という抽象的な回答が示された。同様に、沖縄県では、定員内不合格を出さないよう通知しているものの、「特別の教育課程が編成できない」ため、必要なカリキュラムを提供できないと述べられた。そして、県教育長が各校への受け入れ態勢には時間がかかると説明している。

一方、大阪府は、先進的にインクルーシブ教育の実現を目指した取り組みをしている。黒田(2022)は、大阪府に対して、定員内不合格を出さず障害がある生徒でも希望すれば高等学校に入学できる点について及第点を与えている。ただし、何らかの支援を必要とする生徒が一定数いることを把握しながらも、各学校や各教職員の自主的な努力の範囲で支援と配慮をまかなっている状況があることを指摘している。定員内不合格は障害者権利条約が規定する「教育機会の均等」を実現し、質の高い教育を実現する理念に必ずしも合致しない。障害の有無に関わらず、すべての子どもたちが高等教育を受ける権利を認められる環境の整備が必要であり、特に合理的配慮の提供が不可欠であろう。

2 合理的配慮に関する意識

中央教育審議会(2012)によれば、合理的配慮とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享受・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと」であり、個別

に必要とされる。生徒一人ひとりに応じた適切な支援が一層重要視されてきている。しかし、現実として定員内不合格が生じており、その理由も「総合的に判断した結果」というケースが多い。不合格が障害を理由としたものであるという明確な答えではないものの、障害が不合格の理由に与える影響は大きいと考えられる。高等学校側がこのような返答をせざるを得ない理由として、一人ひとりの生徒への合理的配慮を行うことが難しい背景があると考えられる。

具体的には、兵庫県の事例のように、同じ地域に設置されながらも、設置者・学校によって看護師配置、支援員の配置など合理的配慮の提供について、異なる対応がみられた。熊本県では、合理的配慮として補助カードを使って選択問題の解答を選ぶなどの配慮がなされた。しかし、補助カードを使った選択問題を選択するのに合理的配慮の観点から選択問題の補助を行うのは普段から意思疎通している介護者である必要があるが、2019年入試、2020年入試の一次試験ではCさんと面識がない支援者が対応した。形式的な合理的配慮の積極的な提供ではなく、その機能を実質化するための取り組みも重要となるであろう。

3 管理職及び教員の専門性

合理的配慮を行うことが難しい背景の一つとして、高等学校の管理職ならびに、教員の特別支援教育に対する専門性があると考えられる。学校教育法施行規則第90条では、「高等学校の入学は、第78条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（以下この条において「学力検査」という。）の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する」と定められている。つまり入学の可否の最終決定者は校長であり、その特別支援教育への理解は不可欠である。

兵庫県の事例では、校長が「1年間で彼が劇的に成長するとか」「Bさんに照らせば看護師配置も含めた必要な支援が困難であり、仮に入学しても不本意な結果になるかもしれない、特別支援学校高等部は考えられないのか」という発言がなされたとされる。このことから、障害のある子どもの可能性や権利に対する意識が、全ての校長にとって重要になるのではないだろうか。

文部科学省(2022b)では、小中学校の校長の特別支援教育にかかわる教職経験について、特別支援学級等での教職経験が無い者が、小学校で70.6%、中学校で75.4%であった。高等学校においても同様の傾向があるのならば、管理職の特別支援教育に関する専門性を向上させることは喫緊の課題である。宮村ら(2021)は、高等学校の組織風土型に着目し、協働・統制型学校では、校長のリーダーシップを肯定的に受け入れ、校長を含めた学校全体が一丸となって問題の対応に取り組むことができ、特別支援教育に対する意識全般も高く、促進することを明らかにしている。一方、組織風土に対する教員の認識が共通していない平準型学校では、特別支援教育が抑制されると述べている。管理職がリーダーシップを発揮し、学校組織として特別支援教育に携わっていくことの重要性が指摘されている。

合わせて、学校全体での支援体制の構築が求められる。教育職員免許法およ

び同法施行規則が改正され、2019年から「教育の基礎的理解に関する科目」群において「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」（1単位以上）が新たに必修化された。すべての教員が特別支援教育の情報にふれることは望ましいが、専門性の向上という点においては必ずしも十分とはいえない。姫野ら（2017）は、高等学校における特別支援教育の充実に向けて、すでに教壇に立っている教師への研修とこれから教師を目指す学生への教育の両立の重要性を指摘し、教職経験年数によって重点の置き方に違いがあることも示している。教員の専門性の向上を図る上で、計画的な研修制度の設計が求められている。

V 今後への示唆

障害者権利条約第24条は、すべての障害のある生徒が、障害のない生徒と同等の教育機会を与えられることを人権として認めている。つまり、定員内不合格の問題は解決すべき重要な課題である。究極的には、障害のある生徒にとって、支援体制が整備されているか否かを基準に進路選択するのではなく、自分が学びたいことを学ぶことができる教育環境を整備することが望まれている。それを実現するためにも、学校現場のインクルーシブ教育への理解、適切な合理的配慮の実施、特別支援教育に対するすべての学校職員の専門性の向上は不可欠な条件であろう。

文献

朝日新聞(2019) 医療的ケア要する子の高校受験、「合理的配慮手厚く」提言 集会で20人議論/ 3月27日, 朝刊, 32頁, 熊本全県.

朝日新聞(2020) 沖縄) 3度目の挑戦も不合格 学びの場求める/ 3月13日.

<https://www.asahi.com/articles/ASN3D65L9N3DUEHF004.html>

千葉県(2020) 第3期千葉県教育振興基本計画(素案)に関する意見の概要と県の考え方.

https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/seisaku/iken/2019/documents/public_iken_gaiyo.pdf (2022年12月31日最終アクセス)

千葉「障害児・者」の高校進学を実現させる会(2018) 2018年度要望書.

<http://www13.plala.or.jp/chiba-tomoni/koukou.htm#2016tiji> (2022年12月31日最終アクセス)

中央教育審議会初等中等教育分科会(2012) 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告, 学校における「合理的配慮」の観点.

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/__icsFiles/afieldfile/2012/06/19/1322286_3_1.pdf (2022年12月31日最終アクセス)

船後靖彦(2020a) 障害による定員内不合格事例. <https://yasuhiko-funago.jp/wp-content/uploads/2020/12/201222siryu4.pdf> (2022年

12月31日)

日最終アクセス)

船後靖彦(2020b)熊本県「定員内不合格」についてのコメント.

<https://yasuhiko-funago.jp/wp-content/uploads/2020/05/20200317.pdf>

(2022年12月31日最終アクセス)

船後靖彦(2020c)障害のある受験生の定員内不合格をなくし、本人が力を発揮できる合理的配慮の提供を求める緊急要望書.https://yasuhiko-funago.jp/wp-content/uploads/2020/05/20200226_1.pdf (2022年12月31日最終アクセス)

姫野完治・関あゆみ・安達潤・近藤健一郎(2017)高等学校における特別支援教育の現状と課題(2):現職教師と教職課程履修学生への意識調査から.子ども発達臨床研究, 9, 23-33.

神奈川県教育委員会(2022)県立高校で共に学びませんか インクルーシブ教育実践推進校.

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/28059/leaflet_kenritukoukoudetomonimanabinasennka.pdf (2023年1月3日最終アクセス)

黒田隆之(2022)高等学校におけるインクルーシブ教育と合理的配慮の必要性 桃山学院大学総合研究所紀要 47(3), 163-177.

毎日新聞(2019a)「普通に生きる」挑み続け 高校「定員内不合格」25回 千葉の障害者男性死去. 12月20日, 西部朝刊.

<https://mainichi.jp/articles/20191230/ddp/041/100/007000c>

毎日新聞(2019b)神戸・楠高再受験の重度脳性まひ男性.説明なき不合格,両親「悔しい」/兵庫. 3月20日, 地方版.

<https://mainichi.jp/articles/20190320/dd1/k28/100/353000c>

毎日新聞(2019c)定員内不合格 医療的ケア必要な住谷さん,高校受験 一浪も再び不合格 学校側「能力適正,十分でない」/3月31日,地方版.

<https://mainichi.jp/articles/20190331/dd1/k43/100/334000c>

宮村慶一郎・内藤美加(2021)高等学校における学校組織風土の相違と教員の特別支援教育に対する意識との関係.上越教育大学研究紀要, 41(1), 93-102.

文部科学省(2012)共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告).初等中等教育局特別支援教育課.

文部科学省(2021)特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告:特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議.

文部科学省(2022a)高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査(公立高等学校). https://www.mext.go.jp/content/20221227-mxt_koukou01-1.pdf (2023年1月9日最終アクセス)

文部科学省(2022b)特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議.

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/173/mext_00031.html (2023年1月7日最終アクセス)

大阪府教育委員会(2017)知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室の取

組みの充実にむけて-10年間の成果をふまえて.

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/43267/00000000/gaiyou.pdf> (2023年1月3日最終アクセス)

大阪府教育委員会 (2022) 高等学校における「ともに学び, ともに育つ」教育の推進 - 知的障がい生徒自立支援コース 共生推進教室について.

<https://www.pref.osaka.lg.jp.c.agb.hpcn.transer-cn.com/attach/43267/00425866/leaflet.pdf> (2023年1月3日最終アクセス)

琉球新報 (2019) 障がい者の普通高入学, 県教委「学び保証できない」仲村さん 家族「ショック」/12月5日. <https://ryukyushimpo.jp/news/entry-1037067.html>

琉球新報 (2020) 81人の空きがあるのに…不合格 知的障がいのある17歳の高校入試, 3度目の定員内不合格/3月12日.

<https://ryukyushimpo.jp/news/entry-1088659.html> (2023年1月9日最終アクセス)

障害者問題を考える兵庫県連絡会議 (2018) 障害を理由として定員内不合格に抗議の声を寄せてください. <http://shoumonren-hyogo.jp/?p=2421> (2022年12月31日最終アクセス)

障害者問題を考える兵庫県連絡会議 (2019) 楠高校2年連続不合格に対する神戸市教委への抗議と要望. <http://shoumonren-hyogo.jp/?p=2583> (2023年1月9日最終アクセス)

Guaranteeing the Right to Attend Higher Education of students with disabilities:
An Analysis of Rejected Cases by High Schools that Have a Shortage of Applicants.

HU Jueying *1, TOKUDOME Hiroki *1, ARIMITSU Mako *1, YOSHITOSHI Munehisa *2

Access to higher education is a fundamental human right of students with disabilities. However, this right does not have been guaranteed as an absolute right in Japan. This study aimed to improve the understanding of inclusive education through problem-posing based on an analysis of 4 relevant cases. We discussed the cases based on three main points: disagreement with the United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities, lack of understanding of reasonable accommodation, and limitation of advanced expertise of school staff.

Keywords: High School Entrance Exam, Reasonable Accommodation, inclusive education

*1 Student at the Graduate School of Education, Okayama University

*2 Faculty of Education, Okayama University
